○役務提供等の契約における随意契約のガイドラインの策定について

平成 11 年 5 月 31 日総会発第 14 号
理事長から各所属長あて

〔沿革〕 平成 11 年 6 月 18 日総会発第 19 号改正

標記について、別添のとおり策定したので通知する。

別添

日本下水道事業団の工事又は製造の請負、財産の売買及び賃借以外の契約（以下「役務提供等の契約」という。）について、下記のとおり「役務提供等の契約における随意契約のガイドライン」を策定する。なお、建設コンサルタント等の選定等に関する達（平成 6 年 7 月 1 日達第 8 号）第 1 条に定める業務に係る契約については、「設計等委託契約における随意契約のガイドライン」による。

記

役務提供等の契約における随意契約のガイドライン

I　契約職は、次の各号の一に該当する場合においては、随意契約によるものとする。（日本下水道事業団会計規程（昭和 48 年規程第 8 号。以下「会計規程」という。）第 55 条第 4 項）
一　契約の性質又は目的が競争を許さないとき。（会計規程第 55 条第 4 項第 1 号）

1　特許方、実用新案法又は意匠法による権利を行使する行為に係る契約であって、これらの権利を有する者と締結しなければ、契約の目的を達することができないとき。（日本下水道事業団会計規程実施細則（昭和 57 年規程第 10 号。以下「会計規程実施細則」という。）第 47 条第 1 項第 1 号）

2　特定の設備、技術若しくは技能を有する者又は特定の販売業者と契約しなければ、契約の目的を達することができないとき。（会計規程実施細則第 47 条第 1 項第 2 号）
①　試験、研究等の目的に供するため、極めて特殊な設備、技術等を有する者と契約をするとき
②　特殊な設備・機器の製作者と運転・保守管理等の契約をするとき

3　前各号の一に該当する場合のほか、契約の性質又は目的が競争を許さないとき。（会計規程実施細則第 47 条第 1 項第 4 号）
①　著作権等による権利を行使する行為に係る契約であって、これらの権利を有する者と契

約するとき
② 技術提案型契約方式により、役務提供等の契約をするとき
③ 既在の情報処理システム等と密接不可分（同一管理システム）の関係にあり、同一の者以外の者に設計させた場合、既在のシステム等の使用に著しく支障が生じるおそれがあるシステム設計の契約をするとき
④ 既在の情報処理システム等を設計又は製作した者以外の者に施行させた場合、瑕疵担保責任の範囲が不明確となる等、密接不可分な関係にある改良・保守の契約をするとき
⑤ 前業務に引き続き実施する一体の関係にある設計、試験及び調査業務に係る契約をするとき
⑥ 共同調査、開発等を行う場合に共同して業務を行う相手方が契約した者と契約するとき

二 緊急の必要により競争に付することができないとき。（会計規程第 55 条第 4 項第 2 号）

① 事業用の機械が大破・故障し、早急にその修復が必要なとき
② 災害の発生等により早急に調査等が必要なとき

三 競争に付することが不利と認められるとき。（会計規程第 55 条第 4 項第 3 号）

1 物件の据付、改造又は修理に関する契約を当該物件を製造し、又は納入した者以外の者に行わせることが不利と認められるとき。（会計規程実施細則第 47 条第 2 項第 2 号）

2 随意契約によるときは、時価に比べて著しく有利な価格を持って契約することができる見込みがあるとき。（会計規程実施細則第 47 条第 2 項第 3 項）
① 特定の者が開発し、又は導入したプログラム、新技術等を利用することとした場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することが認めれられるシステム設計、水質等の分析・調査等の契約をするとき

3 速やかに契約しなければ、著しく不利な価格で契約しなければならないこととなるおそれがあるとき。（会計規程実施細則第 47 条第 2 項第 4 号）

4 前各号の一に該当する場合のほか、競争に付することが不利と認められるとき。（会計規程実施細則第 47 条第 2 項第 5 号）
① 現に開発中のシステム設計と機能等が一体不可分な関係にある業務の契約をするとき
② 技術力、経験等を有し、持続的に高品質を保つことが求められる業務で、一定期間継続して契約するとき（この場合にあっても、更新は 4 年を超えないこと。なお、すでに 4 年を超えているものについては、計画的に移行することができる。）
③ 施設を借用して調査研究を行う必要がある場合において、当該施設の維持管理等を実施している者と契約するとき
（平 11 総会発 19・一部改正）

Ⅱ 契約職は、予定価格が少額のとき、その他事業団の事業運営上特に必要がある場合においては、随意契約によることができる。（会計規程第 55 条第 5 項）

1 工事又は製造の請負、財産の売買及び賃借以外の契約で、その予定価格が200万円を超えないとき。（会計規程実施細則第48条第1項第5号）

2 国及び地方公共団体その他の公法人と契約するとき。（会計規程実施細則第48条第1項第6号）
① 国及び地方公共団体と契約するとき
② 事業団の業務内容について、独自のノウハウ等、特に秘密の保持を必要とするため、公法人と契約するとき
③ 公法人のもつ独自の技術力、情報収集、情報収集能力等を活用する業務を契約するとき
④ 公法人以外と契約した場合は、著しく公平性を欠くため、公法人と契約するとき
⑤ 公益的業務を委託（委任）により、公法人と契約するとき

3 運送又は保管をさせるとき。（会計規程実施細則第48条第1項第7号）
① タクシー等の事業者と認可制料金により、役務提供の契約をするとき

4 競争に付しても入札者がいないとき又は再度入札をしても落札者がいないとき。（会計規程実施細則第48条第1項第9号）

5 落札者が契約を締結しないとき。（会計規程実施細則第48条第1項第10号）

6 事業団の運営上特に必要があると認められるとき。（会計規程実施細則第48条第1項第11号）

附 則

この通達は、平成11年6月1日から適用する。

附 則 （平成11年6月18日総会発第19号）

この通達は、平成11年6月18日から適用する。